

2012年8月22日

脱原発法について考える院内集会のお知らせ

国会議員各位殿

脱原発法制定全国ネットワーク

代表世話人 大江健三郎

代表世話人 河合 弘之

代表世話人 鎌田 慧

事務局長 海渡 雄一

1 全国ネットワーク設立のお知らせ

私たちは、脱原発法制定を求める市民団体です。私たちは、8月22日に脱原発を確実に実施するため、法律案を早期に国会へ提出し審議・可決することを各政党に求めるための活動を始めました。国会議員の皆さんに提案の趣旨についてご説明し、できるだけ早く脱原発法を国会に議員立法として共同提案できる環境を作るための活動の一環として院内集会を開催いたします。

ネットワークの代表世話人は8月22日現在で次のとおりです。… 河合弘之（脱原発弁護団全国連絡会）、鮎川ゆりか（千葉商科大学教授）、飯田哲也（環境エネルギー政策研究所）、上原公子（元国立市長）、内橋克人（経済評論家）、宇都宮健児（前日弁連会長）、大林ミカ（環境活動家）、小野寺利孝（福島原発被害弁護団共同代表）、大江健三郎（作家）、鎌田慧（作家）、木村結（脱原発・東電株主運動）、坂本龍一（音楽家）、桜井勝延（南相馬市長）、瀬戸内寂聴（作家）、伴英幸（原子力資料情報室）、三上元（湖西市市長）、満田夏花（FoE Japan）、武藤類子（喫茶店経営）、村上達也（東海村村長）、村田光平（元スイス大使）、吉原毅（城南信用金庫理事長）

2 脱原発法案提案の趣旨

2011年3月11日、東日本大震災において福島第一原発の事故が発生し、16万人の福島の人々は故郷を追われ、働く場を失い、あるいは家族を引き裂かれました。それに加え、周辺地域に甚大な被害をもたらし、食や健康の安心・安全への脅威も含めて国民全体に大きな不安と恐怖を与えるとともに、経済にも大きな打撃を与えました。

原発は、リスクの巨大さでも、放射性廃棄物の問題でも、「倫理的」なエネルギーではありません。一旦事故が起これば無限大の被害が発生する可能性があるうえ、一度に大量の電源が失われることなど、エネルギー安全保障上、極めて脆弱なシステムです。また、未だに放射性廃棄物の最終処理が確立できておらず、仮に確立できたとしても、10年以上の長い管理が必要とされるものです。

他方で電力の需給がひっ迫し、電力の安定的な供給に支障を及ぼす可能性なども指摘されており、省エネルギーを一層推進しつつ、代替的なエネルギー源を確保することが必要です。また、代替的なエネルギー源の確保に当たって、地球温暖化の防止に配慮して、再生可能エネルギーの活用を図ることも重要です。

よって、ここに、私たちは、脱原発を確実に実施するため、各政党に対し、脱原発基本法案（仮称）を国会へ提出し審議・可決を求めるものです。

3 私たちの提案の概要と今後の協議について

私たちの提案している法案では脱原発は、遅くとも2020年度ないし2025年度までのできる限り早い時期に実現されなければならないことを基本にしています。具体的な法案内容は今後共同提案を目指す政党間での協議によって決められるべきだと考えますが、私たちもそのような議論の場に参加させていただきたいと考えています。

廃止の期限は法案の大切なポイントの一つですが、各政党・グループの提案されている脱原発案には2020年までとするものや2025年度までとするものなどが公表されています。私たちはできれば即時の廃止を求めたい気持ちですが、最終的な期限は政党間の協議においてできる限り早い時期が合意されることを期待しています。

具体的な脱原発政策は脱原発基本計画の中で定めることとし、新增設は認めず、40年の寿命は例外を認めないとしています。再稼働については最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害防止のための基準への適合性が確認されない限り発電用原子炉の運転（運転の再開を含む。）をしてはならないことを条件とし、大地震の危険のある原発や老朽化している原発、敷地内に活断層が走っている原発などは再稼働を認めるべきでないとしています。もんじゅは即時廃止とします。発送電分離・電力系統強化等の電力システムの改革や再生可能エネルギーの拡大・エネルギー効率の向上なども基本計画に取り入れます。再処理は停止し、直接処分を進め、寿命前の廃炉に対して電力会社に補償をすることも法に明記することとします。

4 院内集会の日時・場所

- (1) 日時:2012年8月29日 午前11時45分から午後1時15分まで
- (2) 場所:衆議院第2議員会館 多目的会議室（一階奥）
- (3) 内容

制定運動の設立に至る経緯と法案要綱の趣旨説明のあと、出席された国会議員の皆さんからの質疑とご意見を伺いたいと思います。この集会が具体的な法案提案のための協議のキック・オフとなることを期待しています。

5 連絡先

各政党には私たちの提案に関する資料をお届けしていますが、お手元にない場合には下記までご連絡いただければお届けします。

- さくら共同法律事務所（弁護士 河合 弘之）
03-5511-4400 事務局専用 03-5511-4386
FAX 03-5511-4411
- 東京共同法律事務所（弁護士 海渡 雄一・只野 靖）
03-3341-3133 FAX 03-3355-0441